# 菊川市立おおぞら認定こども園 民営化法人募集要領

菊川市こども未来部こども政策課

# 目次

1.	目的 •	• • •	• • •	• •	•	•	• •	•	• •	•	• •	•	• •	1
2.	民営化施	設の棚	既要		• •	•	• •	•		•		•	• •	1
3.	民営化予	定年月	∄⊟		• •	•	• •	•		•	• •	•	• •	1
4.	民営化の	条件			• •	•	• •	•		•	• •	•	• •	1~2
5.	運営に関	する	<b>条件</b>		• •	•		•		•	• •	•	• •	2~5
6.	選定方法	等			• •	•	• •	•		•		•	• •	6
7.	スケジュ	ール			• •	•	• •	•		•		•	• •	7
8.	参加資格	• •			• •	• •		•		•	• •	•		7
9.	参加に関	する	手続き	•	• •	•	• •	•		•		•	• •	7~8
10.	欠格事項	• •			• •	•	• •	•		•		•	• •	8~9
11.	その他	• • •			• •	• •		•		•	• •	•		9
12.	問い合わ	せ先		• •	• •	•		•	• •	•	• •	•		10
別添	資料1	敷地	航空等	写真										
	資料2	建物	平面图	<u>V</u>										

資料3 菊川市保育所等用地借地料補助金交付要綱

#### 1 目的

菊川市では、多様化する教育・保育ニーズに対応し、市全体として幼児期の教育・保育の質の向上や支援内容の拡充を図るため、菊川市立おおぞら認定こども 園を民営化する事業者を公募する。

#### 2 民営化施設の概要

施 設 名:菊川市立おおぞら認定こども園(幼保連携型認定こども園)

所 在 地:静岡県菊川市下内田832番地の1

認可定員:255名(1号認定120名、2·3号認定135名)

入園状況:217名(令和5年4月1日現在)

〇歳	1歳	2歳	3歳		4歳		5歳	
8 음	3号	3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
4名	16名	24名	24名	33名	24名	33名	27名	32名

敷地面積:13.104㎡(一部駐車場含む)

建物面積: 2,457.3㎡(延床面積)

構 造:鉄骨平屋建て

駐車場:122台

沿 革:平成26年3月28日 落成

平成26年4月1日「おおぞら幼保園」開園

平成29年4月1日「おおぞら認定こども園」(幼保連携型) 開始

【別添 資料1 敷地航空写真】 【別添 資料2 建物平面図】

# 3 民営化予定年月日

令和7年4月1日

#### 4 民営化の条件

#### (1) 公私連携制度による移管

民営化にあたっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第1項」に基づく公私連携幼保連携型認定こども園として運営法人の指定を受けること。

また、法人決定後、「同条第2項」に基づく協定を市と締結し、民営化年月日に事業が開始できるよう、「同条第3項」により静岡県知事へ届け出ること。

協定の有効期間は、協定締結の日~令和17年3月とする。協定期間満了後については、双方の協議により決定するものとする。

#### (2) 土地に関する事項

所有する市と賃貸借契約を締結する。借地料については、市が算出する額により決定する。なお、借地料に対して、菊川市保育所等用地借地料補助制度があり、活用することができる。

※借地料試算額:2,240,784円/年 補助金試算額:1,048,000円/年 【別添 資料3 菊川市保育所等用地借地料補助金交付要綱】

#### (3) 建物に関する事項

移管後、4年間(令和10年度まで)は、市と賃貸借契約を締結する。その間の賃貸借料は無償とする。

令和11年度以降については有償譲渡する計画であり、譲渡額については、譲渡する前年度の不動産鑑定士による評価額、見込まれる建物の維持管理費、応募書類に記載する応募者の希望金額、移管後の運営状況、社会情勢等により協議して決定することとする。

※おおぞら認定こども園建築費:718.672千円

#### (4) 備品に関する事項

現在の保育内容を移管後も継続できるよう、無償譲渡を基本とする。(印刷機、AED等の市がリースしている物品、情報機器、寄附を受けた物品等は除く) 詳細については、令和6年度の引継ぎの中で決定する。

#### (5) 土地及び建物等の維持管理について

移管後の土地及び建物等の維持管理については、運営法人が責任をもって自 己負担で行うものとする。

無償貸与期間中の建物の修繕費用の負担について、30万円(消費税及び地方消費税を含む)未満の軽微な修繕は運営法人の負担とし、30万円(消費税及び地方消費税を含む)以上の修繕は市と運営法人の協議により負担割合を決定する。

※土地や建物の賃貸借等にあたり、用途や契約解除要件等の必要事項については、契約書において定める。

#### 5 運営に関する条件

#### (1) 公私連携幼保連携型認定こども園の名称

民営化後の公私連携幼保連携型認定こども園の名称については、「おおぞら認定こども園」を基本とし、運営法人で別名称を検討する場合は、市と協議のうえ決定すること。検討する際には、保護者・地元住民等関係者の意向を最大限尊重すること。

#### (2) 利用定員及び受入年齢

民営化後の保育所の利用定員は、以下に示した人数を基本とする。ただし、入 園希望者数等を勘案し、市と協議のうえ決定する。3歳未満児の受入れの充実に 配慮すること。

O歳	1歳	2歳	3歳		4	歳	5歳	
3号	3号	3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
9名	16名	20名	30名	30名	30名	30名	30名	30名

合計:225名

#### (3) 教育・保育事業の継承等

- ・教育・保育内容は、保護者等の意見を取り入れ、民営化前の教育・保育方針及び内容等の継承に努め、過度に変わることのないよう配慮すること。
- 特別な支援を要する児童に対する適切な教育・保育の実施に努めること。
- 特別保育について、次の表の「○」の事業については継続して実施すること。「○」の事業については市と協議のうえ、積極的に取り組むよう努めること。

#### ●現在実施している主な教育・保育内容

休園日	日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで								
開園時間	午前7時〇〇分から午後7時〇〇分まで								
	〇延長保育(午後6時から午後7時まで)								
	〇一時預かり事業(午後2時から午後3時まで)※幼稚園型								
	〇リフレッシュ・一時保育事業								
特別保育	○取り出し保育(療育)								
	◎病後児保育								
	◎医療的ケア児の受け入れ								
	◎公開保育								

#### (4) 事業の拡充

・法人ならではのアイデアや特色をもって、教育・保育の環境や水準の向上に積極的に取り組むこと。

#### (5) 職員配置

- ・児童や保護者の不安を解消し、保育の円滑な引継ぎを行うため、次のとおり職員配置を行うこと。
- ・国が定める「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」、静岡県が定める「幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例・規則」を満たすこと。

①施設長	社会福祉事業に従事した経験を3年以上有すること。
	児童福祉事業に関する知識を有し、施設を適切に運営で
	きること。専任であること。
②保育教諭等(主幹	認定こども園、保育所、小規模保育事業所等(以下、保
保育教諭、指導保育	育所等という。)で10年以上の保育経験を有する常勤職
教諭、保育教諭)	員であること。
③保育士等(園児の	保育所等において、5年以上の保育経験を有する者を複
教育及び保育に直	数配置すること。保育士等のうち、半数以上は、保育所
接従事する職員で	等において3年以上の保育経験を有すること。
施設長、保育教諭を	少なくとも、各歳児1名の保育士は確保すること。
除く)	
④看護師	看護師の配置に努めること。
⑤調理員	定員に応じた必要な調理員を配置すること。
⑥その他	民営化後に勤務予定の職員等は、令和6年度におおぞら
	認定こども園において、保育業務の引継ぎ及び合同保育
	を行うこと。令和7年度以降においては、市の保育士等
	の派遣の受入れに応じること。
	また、民営化前におおぞら認定こども園に勤務していた
	会計年度任用職員のうち、本人が希望する場合は、積極
	的な採用に努め、勤務条件・処遇等について配慮するこ
	と。

※経験年数は、令和7年4月1日を基準日とする。

※職員配置人数については、0歳児3人につき1人以上、1歳児6人につき1人以上、2歳児6人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳児30人につき1人以上、5歳児30人につき1人以上とすること。(国が配置基準の見直しを行った場合は、それに基づくこと。)

※職員配置人数については、おおぞら認定こども園から円滑に引継ぎができるよう、おおぞら認定こども園に勤務している保育士等を派遣するため、市と充分に協議したうえで配置人員を定めること。

#### (6) 三者協議会

円滑な引継ぎ及び保護者との信頼関係の構築のため、保護者・事業者・市で構成する三者協議会を設置すること。協議会においては民営化に伴う調整事項や教育・保育内容等について協議し、合意形成を図ること。

協議会において出された意見・要望については真摯に受け止め、誠意をもって対応すること。

#### (7) 子育て支援事業

育児相談や園庭開放等の子育て支援事業に取り組むよう努めること。

#### (8) 給食

- 給食は、自園調理方式とし、移管前と同様に学校給食の搬入も可能とする。
- 食物アレルギーへの対応を行い、その他個別事情に配慮すること。

※おおぞら認定こども園では、1号・2号認定の園児の給食について、学校給食を搬入しており、3号認定の園児と長期休暇中の2号認定の園児の給食を自園調理としている。

#### (9) 職員の資質向上

職員の資質や専門性の向上のため、職員研修計画を作成するなどして、積極的に研修等に参加させること。

#### (10) 苦情解決等

- ・保護者とのコミュニケーションを図り、誠意を持って対応すること。
- ・苦情解決の仕組み(「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員の設置」) を整備すること。

#### (11) 費用の徴収

保育料については、移管先の法人が徴収すること。また、保育料以外の費用について、民営化前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、保護者へ十分な説明を行うこと。

#### (12) 保育用品

民営化前に使用していた保育用品を引き続き使用できることとし、おおぞら 認定こども園入所児童に対し、必要以上に保護者の負担を増大させないこと。

#### (13) 保育業務の引継ぎ及び合同保育

民営化後に勤務予定の職員(施設長、保育士、調理員等)は、令和6年度におおぞら認定こども園において、保育業務の引継ぎ及び合同保育を行うこと。

職員数や期間、実施方法等に関しては、市と協議のうえ決定する。

また、令和7年度以降においては、民営化前におおぞら認定こども園に勤務していた市の保育士等の派遣の受入れに応じること。

保育業務の引継ぎ及び合同保育は、在園児及び保護者の不安の解消・軽減を図るために極めて重要なものであることから、誠意をもってこれにあたること。

#### 6 選定方法等

運営法人の選定については、法人の運営状況、移管する園の運営計画、教育・保育内容、職員体制、その他を評価項目とし、おおぞら認定こども園民営化法人選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定する。

選定にあたっては、「菊川市立おおぞら認定こども園 民営化法人選定審査基準」に基づき選定委員会で審査を行う。

提出書類、プレゼンテーションの実施に基づく審査を行った結果を総合的に評価し、最低合格基準を上回った参加者の中から、総合点が最も高い者を運営法人として選定する。

#### ○審査

参加申込書類の提出後、選定委員会で書類審査を実施したうえで、参加法人によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内を基本とし、会場への入室者は3名以内とする。

プロジェクタ、スクリーンの使用を希望する場合は事前に申し入れること。 ただし、端末機器は申込者が用意することとする。

日程等の詳細については、参加者に改めて通知する。

#### ○評価及び結果通知

審査の結果、最高得点となったものを運営法人として選定する。なお、最高得点者が同点により複数いる場合は、選定委員会で再度評価を行ったうえで、選定委員会の会長が決定する。

選定委員会の選定結果を受けて、民営化事業者を決定し、参加申込者全員に対し選定結果を通知する。

※選定結果(参加者名を除く)については、市ホームページ等で公表する。

#### 7 スケジュール

スケジュールについては、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更する場合がある。

プロポーザル審査日程等については、別途参加者へ通知する。

公告・募集要領の配布	令和5年10月11日~
施設見学会申込期間	令和5年10月11日~令和5年11月10日
施設見学会	令和5年11月中旬(申込者との間で決定)
質問書の受付期間	令和5年10月11日~令和5年11月24日
参加申込書類の提出期間	令和5年10月11日~令和5年12月1日
書類及びプロポーザル審査	令和5年12月中旬(日程は別途通知)
選定結果通知	令和5年12月下旬(日程は別途通知)
協定締結	令和6年1月~3月
引継ぎ及び合同保育	令和6年度(詳細は別途決定)
民営化	令和7年4月1日

#### 8 参加資格

次のすべての条件を満たす法人及びその代表者であること。

- (1) 法令、条例・規則等を遵守し、自ら安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる社会福祉法人または学校法人で、令和5年4月1日時点で、静岡県内に認可保育所、認定こども園、または小規模保育事業所を設置しており、少なくとも一つの施設において3年以上の運営実績を有すること。
- (2) 教育・保育事業に熱意と理解を持ち、市の教育・保育行政に積極的に協力できること。また、市内の保育所等との連携を図り、地域に密着した園の運営に協力できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 菊川市暴力団排除条例(平成24年6月28日条例第25号)第2条第1号に 規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在す る団体に該当していないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方税、市町村民税の未納がないこと。
- 9 参加に関する手続き
- (1) 参加申込書類等の配布

配布期間 令和5年10月11日から

入手方法 菊川市ホームページからダウンロード

(URL:http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/kodomoseisaku/minneika.html)

(2) 施設見学会

申込期間 令和5年10月11日から令和5年11月10日まで

申込方法
菊川市こども未来部こども政策課へ電子メール又はFAX(様

式任意)で提出

〈メールアドレス: kodomo@city.kikugawa.shizuoka.ip〉

〈FAX番号:0537-37-1172〉

開催日時 令和5年11月中旬とし、申込状況により園と調整したうえで

申込者に案内する

開催場所 菊川市立おおぞら認定こども園

菊川市下内田832番地の1

(3) 質問の受付及び回答

受付期間 令和5年10月11日から令和5年11月24日まで

(土、日、祝日を除く、午前8時15分から午後5時まで)

受付方法 質問票(様式第7号)により、菊川市こども未来部こども政

策課へ電子メール又はFAXで提出

〈メールアドレス: kodomo@city.kikugawa.shizuoka.jp〉

〈FAX番号:0537-37-1172〉

回答方法 市ホームページに順次掲載

(4) 参加申込書類等の受付

受付期間 令和5年10月11日から令和5年12月1日まで

(土、日、祝日を除く、午前8時15分から午後5時まで)

受付方法 直接持参

受付場所 菊川市こども未来部こども政策課

菊川市半済1865番地

菊川市総合保健福祉センター (プラザけやき)

提出書類
「菊川市立おおぞら認定こども園民営化法人募集参加申込書

兼誓約書(様式第1号)及び様式第1号に掲げる書類」

提出部数 14部(正本1部、写し13部)

様式第1号の提出書類を番号順にA4サイズのフラットファイル等により左綴じで製本(A3版は、Z折りにし、A4版サ

イズで綴じ込み)

様式第1号の番号を記載したインデックスを添付

#### 10 欠格事項

参加者が次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

(1) 本募集要領に定める応募資格や条件等に反する内容で参加の申し込みをした場合。

- (2) 申込者または申込者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定委員または関係者に選定に対する援助を求めた場合。
- (3) 申込書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) その他不正な行為があった場合。

#### 11 その他

- (1) 参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 参加申込書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないものや本要領に適合しないものについては無効とする。
- (4) 各提出書類に虚偽の記載が判明した場合、選定の対象としない。
- (5) 提出書類を受け付けた後、追加及び修正は認めない。ただし、やむを得ない 理由として菊川市が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、「菊川市情報公開条例」 等関連規定に基づき公開することがある。
- (8) 参加申込受付後に辞退される場合は、「辞退届(様式第8号)」を提出する こと。
- (9) 関係条例の改正等について、議会の議決承認が得られない場合、運営法人を 決定したことの効力を消滅させ、又は民営化手続きを一時停止することがあ るが、それにより運営法人が被害を被った場合であっても市は責めを負わな い。
- (10) 運営法人決定後から民営化までの期間内に「就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第34条第3項」に規定する公私連 携幼保連携型認定こども園設置の届け出ができない、または、重大な背信行為 があった場合、決定を取り消すものとする。
- (11) 本要領に記載された運営に関する事項及びその他必要事項については、 「4 民営化の条件(1)」に記載された協定において定めるものとする。

※既存の公立幼稚園である小笠北幼稚園について、令和6年度に同園敷地内に 園舎を新築し、令和7年4月1日から公立の幼保連携型認定こども園として開 園する計画であるため、連携・協力に努めること。

#### 新園の予定定員:92名

〇歳	1歳	2歳	3歳		4歳		5歳	
3号	3号	3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
0名	6名	6名	13名	7名	20名	10名	20名	10名

### 12 問い合わせ先

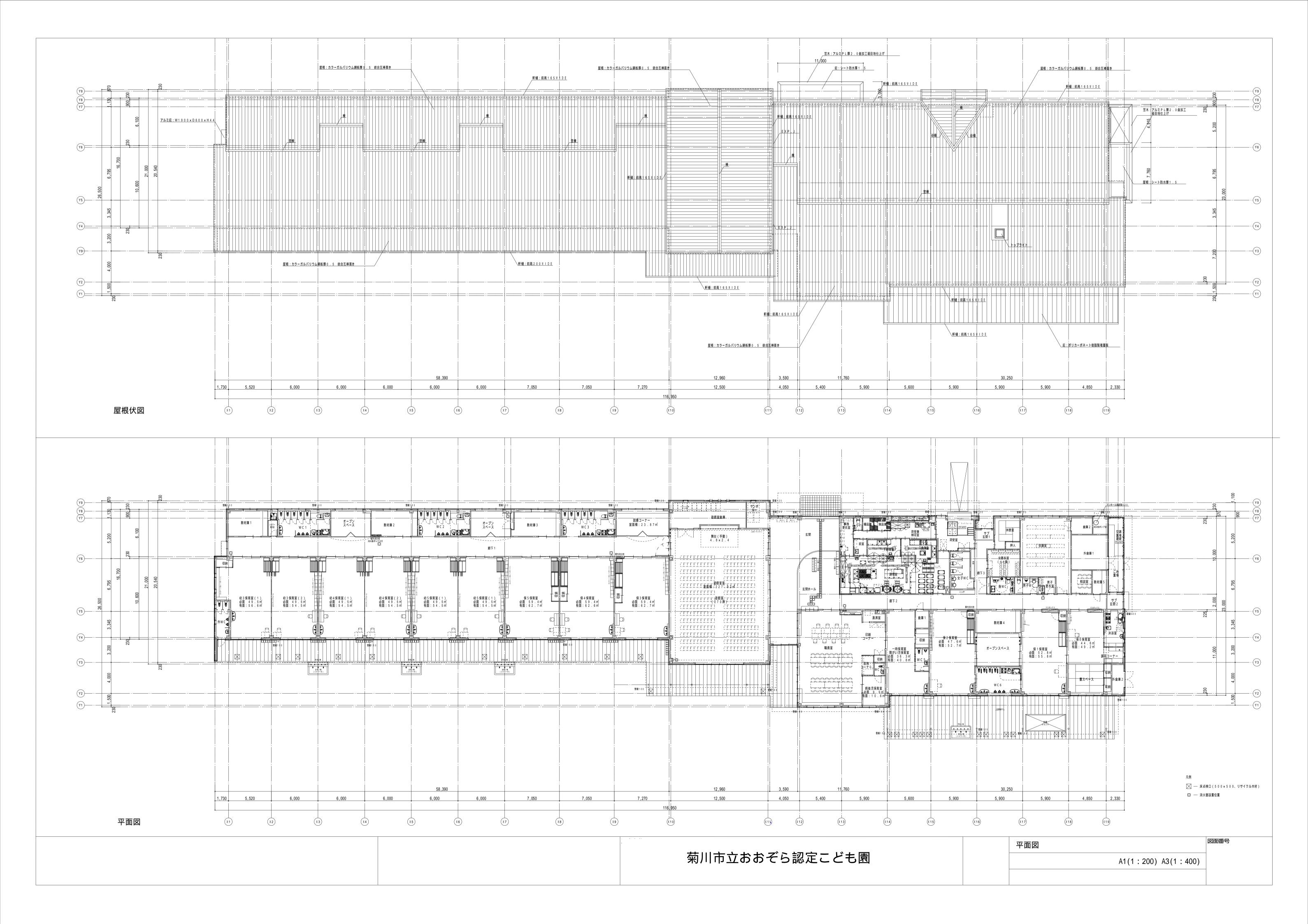
菊川市こども未来部こども政策課こども政策係 〒439-0019

静岡県菊川市半済1865番地 菊川市総合保健福祉センター(プラザけやき)

電話:0537-37-1171 FAX:0537-37-1172 メールアドレス:kodomo@city.kikugawa.shizuoka.jp



縮尺 1:1000



#### ○菊川市保育所等用地借地料補助金交付要綱

平成20年12月24日 告示第160号 改正 平成24年3月30日告示第73号 平成27年3月31日告示第126号 平成30年3月30日告示第95号 令和3年3月30日告示第61号 令和3年12月28日告示第232号

(趣旨)

第1条 市長は、民間保育所等の経営の安定化を図ることにより、入所児童の福祉の向上を図ることを目的として、保育所等の用地を賃借してその運営をする市内の民間保育所等に対し、菊川市社会福祉法人の助成に関する条例(平成17年菊川市条例第70号。以下「条例」という。)に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、条例、菊川市補助金等交付規則(平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「民間保育所等」とは、社会福祉法人が設置する次に掲げる施 設をいう。
  - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定により、静岡県知事の認可を受けて設置した保育所
  - (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項及び第2項の規定により、静岡県知事の認可を受けて設置した保育所型認定こども園
  - (3) 認定こども園法第17条第1項の規定により、静岡県知事の認可を受けて設置した幼保連携型認定こども園
  - (4) 法第6条の3第10項の規定により、市長の認可を受けて設置した小規模保育事業所 (補助の対象及び補助額)
- 第3条 補助の対象及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする民間保育所等は、保育所等用地借地料補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 資金状況調べ(様式第4号) (概算払をする場合に限る。)
  - (4) 賃貸借契約書の写し
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。 (交付の決定の通知)
- 第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、市が備える土地課税(補充) 台帳等を確認すること等により、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交

付を決定し、その旨を補助金交付決定(概算払承認)通知書(様式第5号)により当該 民間保育所等に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第6条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、民間保育所等に対し、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
    - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
    - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
  - (3) 補助事業により効用の増加した不動産及びその従物については、市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
  - (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
  - (5) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
  - (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。 (変更の承認申請)
- 第7条 第5条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた民間保育所等が申請の内容を変更しようとする場合は、保育所等用地借地料補助金事業計画変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。第9条の規定による補助金の追加交付決定の通知を受けた後において、申請の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
  - (1) 変更事業計画書(様式第2号)
  - (2) 変更収支予算書(様式第3号)
  - (3) 資金状況調べ(様式第4号) (概算払をする場合に限る。)
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。 (変更承認等の通知)
- 第8条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と 認めたときは、その旨を補助金事業計画変更承認通知書(様式第7号)により当該民間 保育所等に通知するものとする。

(追加交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金所要額の増額に伴う変更の承認をしたときは、 その旨を補助金追加交付決定(概算払承認)通知書(様式第8号)により当該民間保育 所等に通知するものとする。 (実績報告)

- 第10条 民間保育所等は、当該年度の事業が完了したときは、実績報告書(様式第9号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実績書(様式第2号)
  - (2) 収支決算書(様式第3号)
  - (3) 支払を証することのできる書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10 日までに1部提出しなければならない。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を補助金交付確定通知書(様式第10号)により当該民間保育所等に通知するものとする。

(請求の手続)

- 第12条 補助金の交付の請求を行おうとする民間保育所等は、請求書(様式第11号)を市 長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求書は、前条の規定による補助金の交付確定の通知を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(概算払の請求の手続)

- 第13条 第5条の規定による補助金の交付決定の通知又は第9条の規定による補助金の追加交付決定の通知を受領した民間保育所等が補助金の交付の概算払の請求を行おうとするときは、概算払請求書(様式第11号)に資金状況調べ(様式第4号)を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の概算払請求書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。 (補助金の交付の決定の取消し通知)
- 第14条 市長は、規則第14条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該民間保育所等に通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第15条 市長は、規則第15条の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該民間保育 所等に対し、補助金返還請求書(様式第13号)により当該補助金の返還の請求をするも のとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
  - (菊川市保育所用地借地料補助金交付要綱の廃止)
- 2 菊川市保育所用地借地料補助金交付要綱(平成17年菊川市告示第186号。以下「旧告示」

という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に旧告示の規定により市長に対してなされた申請その他の手続は、 それぞれこの告示の相当の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

附 則(平成24年3月30日告示第73号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第126号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第95号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第61号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日告示第232号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、 当分の間、調整して使用することができる。

#### 別表 (第3条関係)

区分	補助の対象	補助額						
園舎及び園	保育所等用地として賃貸借	借地料額と当該土地の固定資	資産税評価単価に					
庭に係る部	契約を締結している土地の	借地面積を乗じて得た額に1	00分の1.4を乗じ					
分	借地料	て得た額とを比べて少ない方	の額					
駐車場に係	保育所等の職員及び保護者	借地料額に100分の50を乗じ	て得た額と当該土					
る部分	用の駐車場として賃貸借契	地の固定資産税評価単価に係	昔地面積を乗じて					
	約を締結している土地の借	得た額に100分の1.4を乗じて	て得た額とを比べ					
	地料	て少ない方の額。ただし、借地	位面積については、					
	次の表の定員区分ごとに、同表に掲げる面積を							
		上限とする。						
		定員区分	上限面積					
		20人以下	$400 \mathrm{m}^{2}$					
		21人以上60人以下	$600 \mathrm{m}^{2}$					
		61人以上100人以下	750m <sup>2</sup>					
		101人以上150人以下	$950 \mathrm{m}^2$					
		151人以上200人以下	1, 200m <sup>2</sup>					

	201人以上	1,500m <sup>2</sup>
	(注) 定員区分は認可定員	とし、教育認定子
	ども及び保育認定子どもの	合計数とする。

## 備考

算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。